

資料掲載申請についての規定

当記念館・生家等の施設及び当館所蔵の写真・文書・その他の資料等の掲載にあたっては、以下の規定に従って申請許可を行う。また、申請を許可された者は、許可条件を遵守すること。

1. 販売物、TV、書籍への掲載など営利目的の使用の場合は、利用者は必ず 1 週間以上前に当館指定の申請書を提出すること。
2. 出版物内部に使用する場合は、申請書と合わせて、文面等内容の詳細を提出すること。
3. 出版物の表紙への使用は、読者の誤解を避けるため、原則として禁止する。
4. 申請がなされたものの中で、販売に関わるもの、判断が難しいものに関しては佐賀市観光振興課担当者と当館館長及び当館学芸員の協議により決定を行う。
5. 一般客のインターネット上での当館訪問の報告や、地域の観光宣伝としての当館施設写真の利用については、悪質な意図が見受けられない限りは申請を必要としない。

(許可条件)

- ①申請した目的以外には使用しないこと。申請以外の目的に使用する場合は改めて許可を得ること。
- ②掲載に際し、佐賀市大隈重信記念館提供(所蔵資料データの場合は所蔵)の旨を明記すること。
- ③当該掲載物を一部、大隈重信記念館に提出すること。
- ④掲載にともない著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその責任を負うこと。
- ⑤撮影などにあたっては、当記念館のスタッフの指示に従うこと。